|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **品種** | **必要書類** | **税関機関**  **カナダ** | **備考** |
| **移送品：** | **移住者（移民ビザ、学生ビザ、就労ビザを有す方々）：**   * パスポートコピー * パッキングリスト（英語又はフランス語） * 物品到達通知又は税関用積荷目録-カナダの引越し会社から入手したもの * 発送品の権利書 * 新品の物のレシート * B4Ee * アルコール輸入申告書（該当する場合） * 入国審査書類（該当する場合） * 永住権申込書（該当する場合） * ビザ（該当する場合） * 雇用許可書（該当する場合） * 保証書（必ず必須という訳ではない)   **カナダ人帰国者：**  カナダ人帰国者の場合、次の書類を揃えてください：   * カナダ国外で１年以上住んでいたことを証明するもの * 家賃の領収書、給料明細書、所得証明書、雇用証明書   **一時居住者**   * パスポートコピー（家族全員分） * パッキングリスト（英語又はフランス語） * 不動産権利書コピー又は不動産販売契約書コピー | **以下の条件を満たしている場合は輸入に関税はかかりません：**  **移住者（移民者）：**  輸入者により６ヶ月以上使用された家財道具やその他の所持品。  **旧居住者：**  輸入者により６ヶ月以上使用された家財道具やその他の所持品。海外在住期間が１年以上の方が対象です。  **一時居住者：**   * 輸入品は１年以内の間は売る事が禁じられています。 * 中古家財道具や所持品を一度の輸入で持ち込んでください。   外国籍の方の場合、賃貸契約書又は住宅購入証が必要です。賃貸契約期間又は住宅所有期間は３年以上でなくてはなりません。  **学生ビザ、観光ビザ、就労ビザを有す方々：**   * 滞在時に個人使用目的の物のみ輸入可能です。 * 持ち込んだ全ての物は、カナダを出国する際持ち帰ってください。 * 税関の許可無しに持ち込んだ物をカナダ国内で廃棄する事は禁じられています。   **カナダ人帰国者：**  カナダ人帰国者の場合は無税で輸入できます。 | **貨物の通関手続きには発送人の出頭が必須です。**  必要書類：   * パスポートコピー（就労許可書又は移民許可書を添付する） * パッキングリスト * 全ての貨物をカナダに到着する際必ず通関手続き地で申告してください。申告時に税関によりB4eとB15と呼ばれる通関手続き用の必要書類を渡されます。   家財道具の輸入に関しての最新情報については、http://www.cbsa-asfc.gc.ca/menu-eng.htmlをお訪ねください。  家財道具はCFIAによる厳しい税関検査を通らなくてはなりません。  **食べ物の持ち込みはお勧めしません。**  1977年３月３１日以降に購入した全ての家財道具（自動車も含む）は、価格が10,000ドルを超える物の場合、超えた額の分の関税を支払わなくてはなりません。  **持ち込み禁止品：**   * 幼児用歩行器 * 幼児用給餌器具 * トウアズキ * ローン・ダーツ（先が長く尖ったもの） * ロウソク * ヨーヨー |
| **外交官の移送品：** | * カナダ外務省から与えられた特権義務 * パスポート * パッキングリスト * 到着通知 | 輸入は免税されます。 |  |
| **嫁入り衣装：** | * パッキングリスト（英語又は、フランス語） * 婚姻証明書 | 輸入は免税されます。 |  |
| **遺産：** | * 本人証明書 * パッキングリスト（英語又はフランス語）＊カナダドルで価格を記すこと。 * 物品到達通知　（カナダの引越し会社から入手したもの） * 死亡証明書のコピー、遺書のコピー（お客様が相続人だと証明するもの） * 輸入者にギフトを贈った理由を述べた、贈与者の署名付きの文書。財産の執行者の署名付き文書。（ギフトの場合、関税がかかります。） | 輸入品の所持期間が６か月以上の場合、関税はかかりません。 |  |
| **新品家具、家財道具、プレゼント、お土産** |  | **移住者と移民者：**  新品家具や家財道具の輸入には関税がかかります。 | カナダの税関でパッキングリストとインボイスを要求されます。  輸入時に関税が支払済ならば、いつでも輸入品を売る事が出来ます。 |
| **アート作品、アンティーク品** | 家財道具として持ち込むならば必要書類はありません。  １００年以上前に造られた物なら、製造年月日が記された証明書を提出してください。 | 以下の条件を満たしている場合は輸入に関税はかかりません：   * 家財道具として持ち込むもの * １００年以上前に造られたもの * 販売目的が無いもの | 売買目的で輸入されたアンティーク品とアート作品は他の規定の対象となります。 |
| **自動車** | * パスポート * 権利書、車検証 * 車両保険の書類 * カナダの基準に準拠した自動車でなくてはなりません。 * 全ての自動車は、カナダに到着する際カナダ農業機関により検査されます。   就労ビザで入国する方の場合、自動車輸入のルールはさほど厳しくありません。ただし、カナダを出国する際自動車を自国に持ち帰る事が条件です。 | カナダの税関を通過した自動車以外は、カナダで認可されません。当期製造の車以外の中古車は通常カナダに輸入できません。しかし、例外もございますので自動車輸入に関する法律を参照してください。 | 自動車の発送者は通関手続きに出頭してください。  詳しい情報は、 Transport Canada Vehicle Importation 13th Floor Canada building, 344 Slater Street, Ottawa, Ontario, K1A 0N5 - Canada 1-613-998-8616にお問い合わせいただくか、http://www.cbsa-asfc.gc.ca/menu-eng.htmlを参照してください。 |
| **ペット** | * ワクチン接種証明書 * 健康診断書 | どんな動物においても、早めに診断を受けさせる事をお勧めします。 | 詳しい情報は、 Animal Health Division, Agriculture Canada, Ottawa, Ontario KIA OY9にお問い合わせください。 |